

○大野アルプスランドの設置及び管理に関する条例

平成14年3月27日

条例第5号

(目的及び設置)

第1条 自然について学び、心豊かな生活の実現に寄与するため、森づくり、天体観測、野外活動、レクリエーション活動などの拠点として自然共生型施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 この自然共生型施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大野アルプスランド

位置 猪名川町柏原字尾野ヶ嶽1番地の1

(業務)

第3条 大野アルプスランドは、その目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 森づくりを通して森林保全事業に関すること。
- (2) 天文に関する知識の普及及び天体観測の指導に関すること。
- (3) 野外活動・レクリエーション活動の普及に関すること。
- (4) 豊かな自然環境を活かした観光高揚に関すること。
- (5) 自然体験学習の振興に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大野アルプスランドの目的を達成するために必要な業務

2 町長は、大野アルプスランドの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(使用の許可)

第4条 別表に掲げる大野アルプスランドの施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。また、許可された内容を変更しようとするときも同様とする。

(使用料)

第5条 使用者は別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の免除)

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条の許可を受けたとき。
- (2) 大野アルプスランドの設置の目的又は第4条の規定により許可を受けた使用の目的以外の目的に大野アルプスランドの施設を使用し、又は使用しようとするとき。
- (3) 大野アルプスランドの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 大野アルプスランドの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大野アルプスランドの管理上支障があるとき。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、大野アルプスランドの施設を使用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務等)

第10条 大野アルプスランドの施設を使用する際に、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷した者は、当該施設又は設備を原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第11条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、大野アルプスランドの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により大野アルプスランドの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他大野アルプスランドの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）の規定によるものとする。

3 第1項の規定により大野アルプスランドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第8条及び第9条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第12条 第5条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により、大野アルプスランドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の許可を受けた者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を上限として指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として收受させるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営に関して必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月23日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月22日条例第19号)

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第5条、第12条関係）

区分		使用料	
		町内居住者	町外居住者
天文台		300円（中学生以下は無料）	400円（中学生以下は200円）
キャンプ場	日帰り （1区画1日当たり）	1区画1日につき500円に1人当たり600円（中学生以下は400円）を加算した額とする。	1区画1日につき1,000円に1人当たり1,200円（中学生以下は800円）を加算した額とする。
	宿泊 （1区画1泊当たり）	1区画1泊につき1,000円に1人当たり600円（中学生以下は400円）を加算した額とする。	1区画1泊につき2,000円に1人当たり1,800円（中学生以下は800円）を加算した額とする。

## 備考

- 1 就学前の者は、無料とする。
- 2 伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市の居住者についても町内居住者と同様に取り扱う。